

## (案) 沖縄県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の概要 R6.8

### はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、平成30年には県内で5名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

### 第1 基本的な方針

1. 適正な請負金額の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

### 第2 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
    - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう「標準見積書」の作成・普及を図るなど実効性のある施策を検討し、実施する。
  - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
    - ・新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
    - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  - (1) 建設業者間の連携の促進
  - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
    - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
    - ・一人親方等に対して、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
  - ・実態が雇用労働者である場合には労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。
  - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
  - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
  - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
    - ・i-Constructionを推進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
  - (1) 安全衛生教育の促進
  - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進
  - (3) 沖縄県建設業Safe-Work運動に係る取組

### 第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
  - (1) 社会保険等の加入の徹底
    - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
  - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
  - (3) 「働き方改革」の推進
    - ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。
    - ・働き方の変革や建設業の魅力向上につながるインフラ分野のDXを推進する。
    - ・在職中の労働者に対する職業訓練の実施による事業主への支援を行う。
2. 墜落・転落災害等の防止対策の充実強化
  - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
    - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
    - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
  - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 健康確保強化の推進
  - (1) 熱中症、騒音障害防止対策
  - (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
  - (3) 新興・再興感染症への対応
4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善
  - (1) 女性の活躍促進
  - (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応
  - (3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保
5. 計画の推進体制
  - ・関係者における連携、協力体制の強化
6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
  - ・国の基本計画が変更された場合や、本計画に定める施策の推進状況等に応じて検討を行ったうえで、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。